



経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

☆特許庁人事異動…………… (7)

TEL 03(5223)6011(代表) FAX 03(5223)7121~2(国内部) 03(5223)7123~5(外国部) E-Mail:itohpat@itohpat.co.jp URL <http://www.itohpat.co.jp>

ところなら、誰かが後を継いでもよさそうなものだ。また、どこか適切なところが吸収してしまうこともできるのではないか。そんな声も聞こえてきそうである。けれども、廃業である。

ここからくる廃業の問題点は、要すれば「もったいない」ということであるが、まさにその通りで、貴重な技術の承継が失われるのみならず、雇用も失われるし、工場だって資産からただのゴミに成り下がってしまう。もちろん、日本のGDPだって低下してしまう。「もったいない」ということからすれば、ここは黒字であり、資産もあるのだ。赤字会社が畳むなら話は分かるが、本当にもったいない話である。

ちなみに、知的財産権の価値がなくなってしまうといったような「知的財産権の価値の変動(それも、事業と連動して変動してしまうこと)」が知財担保融資の際の問題とされているようなところがあるが、工場施設だって、そこは活動しているからこそ意味があって、色々な価値を生み出すので、「資産」としてカウントされているのだ。けれども、稼働していない工場など、資産どころか、ゴミ以下でしかない。このように、廃業によって工場の稼働が止まってしまうことによる資産の低下というのは、計り知れないものがある。

ここで、知財価値評価については、「知財というのはそもそも、日本刀等と同様に「誰が所有するかによって価値が大きく変わってしまうもの」であるために、価値評価を行うこと自体に意味が無い」とか、知財担保融資については、「知財というのはそもそも「事業とともに変動するもの」、すなわち、事業の内容やその業績の良し悪しに連動して変化してしまうものであるため、担保に適しない」というようにも言われている。しかしながら、上述のように、「事業とともに変動するもの」や「誰が所有するかによって価値が大きく変わってしまうもの」というのは、知的財産だけではない。

特許にせよ、工場にせよ、しかるべき人物が所有し、何らかの形でうまく機能しているときには「資産」としての価値がある。そしてまた、一度はその機能が休眠ないしは失われた後でも、しかるべき人物に譲渡された時にはその機能を発揮し得、「資産」としての価値が復活する。

ところで、正確な数字があるわけではないが、「倒産件数よりも廃業件数のほうが多い」というのは、おそらく、特許事務所の場合でも同じなのではないだろうか。最近ではとみに特許事務所の合併や経

営統合のことを耳にするが、これらは実は「合併」や「経営統合」の名を語った“実質的な”「廃業」であったり「倒産」であったりするケースが殆どである。そのうちの何割が廃業で何割が倒産であったりするのは不明ではあるが、前述したように、おそらく廃業のほうが多いであろうことは容易に想像がつく¹。

では、実質的に廃業をする特許事務所を吸収合併する際に、受け継げる資産というものは何か。言い換えれば、特許事務所の場合に、「価値ある資産」として存在するものは何なのか(少なくとも、期限管理ソフトなどの無形固定資産だけが“価値ある資産”でないことは明白である)。そしてその中で承継できるものそれは何か。また、承継できないものは何なのか。そしてまた、「承継できないもの」に分類されてしまったものは本当に承継できないものなのか。更に言えば、「承継できないもの」に分類されてしまったものを「承継できるもの」に転換させることはできないものなのか。これは現在の特許事務所を取り囲む「古くて新しい問題」でもある。

2. 特許事務所経営の形態

前号で、多くの人は、実は「収入を上げるために一生懸命に勉強し、スキルを上げ、一心に働いている」ことを指摘し、それが「財産(資産)を増やすことには直結していない」ということを述べた。実際、かつてのベストセラーでもあり、今でもロングセラーである「金持ち父さん 貧乏父さん」では、要は「収入を上げることばかりに関心を持つのではなく、資産を増やすことに専心しなさい」ということが述べられている。これは、同時期に発売され、一時期は一世を風靡した「となりの億万長者」(要は「収入を上げることばかりに関心を持つのではなく、質素儉約に励み、きちんと貯金して、かつその金融資産を、株を中心とした運用によって増やすこと」を推奨した本)とは観点の異なる“お金持ちになる手法”を説くものであった。

また、「収入」と「資産」ということについては、特許事務所その他の事業について、会計学上の用語であるPL(損益計算書)とBS(バランスシート、貸借対照表)を用いて説明した。そしてその中で、特許事務所というものの経営形態は、要は「持たない経営」であるため、PL(損益計算書)の大きさ(=総売り上げ)に対してBS(バランスシート)の大きさ(=資産)が小さく、そもそも所有している資産